

登録業者の皆様へ

泉佐野市

建設工事に係る積算内訳書の提出について

「公共工事の入札及び契約適正化促進に関する法律」(平成12年法律第127号。)の改正により、平成27年4月1日以降に発注する建設工事については、その金額にかかわらず入札金額の内訳を記載した書類(積算内訳書)を提出することが義務付けられました。

泉佐野市としましても、当法律の規定通りすべての建設工事について、入札参加時に入札書と併せて積算内訳書の提出が必要ですのでご注意ください。

1 積算内訳書の提出が必要となる入札

- ・ 設計金額(予算額)が130万円以上のすべての建設工事

2 積算内訳書の様式

- ・ 「積算内訳書」の様式は、発注工事ごとに市で作成したものを配布しますので、その様式で提出してください。

3 積算内訳書作成の注意点

- (1) 「年月日」は、入札日または内訳書を作成した日付を記入してください。
- (2) 工事名
- (3) 入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名及び代表者印
 - ※ 代表者印の押印は、登録申請で使用印として登録した印鑑を押印してください。
入札代理人の印鑑の押印は不可としています。
 - ※ 共同企業体の場合は共同企業体名称、代表者の住所、商号又は名称、代表者氏名及び代表者印
- (4) 工事費内訳書に記載する金額は、すべて消費税抜きの金額を記入してください。

4 提出方法

- ・ 通常の入札の場合、事前に作成したものを持参し、入札時に、提出してください。
- ・ 郵便入札の場合、指定された方法により、郵送により提出してください。

5 積算内訳書の確認

- ・ 開札時、落札者決定までに、職員が確認します。

6 積算内訳書の不備による入札書の無効

提出された積算内訳書が次のいずれかに該当する場合は、積算内訳書が不備として当該入札書を無効としますので、提出にあたっては内容を十分にご確認ください。

- (1) 市が配布した様式と内容が異なる場合。
- (2) 押印がない場合。また、市へ登録している使用印鑑以外が押印されている場合。（入札代理人の印鑑が押印されている場合も無効）
- (3) 提出方法等を遵守しない場合。
- (4) 値引き等、示した項目以外の項目が追加されている場合。
- (5) 積算内訳書の合計金額が、入札書の金額と一致しない場合。
- (6) その他、市が不備と判断する場合。

7 その他注意事項

- (1) 提出された積算内訳書は、書換、引替又は撤回することできません。
- (2) 提出された積算内訳書は、返却いたしません。
- (3) 提出された積算内訳書により、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合は、必要に応じ提出された積算内訳書を公正取引委員会等に提出するものとし、ます。
- (4) 積算内訳書の作成は、入札代理人に委任できません。

よって、代理人に入札権限を委任する場合、委任内容を「入札に関する一切の権限」とはせず、「積算内訳書の作成に関する権限」を除外した委任状としてください。

ただし、郵便入札で入札会場に参加される場合は、配布された開札参加・立会人の委任状を持参ください。